

医療費助成制度のお知らせ

町では、左記の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。（※所得制限あり）

助成制度	
ひとり親家庭等医療費助成 (母子家庭・父子家庭等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫と死別または離婚し、20歳未満の児童を監護している家庭 ・ 妻と死別または離婚し、20歳未満の児童を監護している家庭 ・ 母が婚姻によらないで懐胎した20歳未満の児童を監護している家庭 ・ 20歳未満の児童の父及び母以外の者がその児童を養育している家庭

医療費受給者証の更新

- ・ ひとり親家庭等医療費受給者証の更新は手続き不要です。
- ・ 所得等を審査した後、対象者には新しい受給者証を10月下旬に送付します。

なお、現在お持ちのひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限は、10月31日（火）です。
※所得が未申告の方には申請書を送付し、更新の手続きをお願いします。

受付場所 町民税務課または今庄・河野事務所

問合せ

町民税務課

☎ 0778-47-8015

ひとり親家庭習い事支援事業 補助金のお知らせ

ひとり親家庭児童（小学校第4学年から第6学年まで）の習い事に係る費用の一部を助成します。

助成内容

習い事に要する費用の一部 ※学習指導については対象外
(例) ・ 初期費用（入会金その他これに準ずるもの）
・ 月謝および受講料

- ・ 道具、教材および教員代
- ・ ユニフォームおよび制服代

助成要件

児童扶養手当の受給者であり、現に小学校第4学年から第6学年までの児童を扶養する方

助成割合

区分	対象月	上限額
児童扶養手当全部支給相当所得者	4月から10月まで	70,000円
	11月から3月まで	50,000円
児童扶養手当一部支給相当所得者	4月から10月まで	35,000円
	11月から3月まで	25,000円

提出締切 令和6年3月31日まで

提出書類

- ・ 申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 支払い証明書（様式第2号）

提出場所

保健福祉課または今庄・河野事務所

問合せ

保健福祉課

☎ 0778-47-8007

